

令和元年第2回定例会

(第4日)

令和元年6月17日

令和元年第2回平川市議会定例会議事日程（第4号） 令和元年6月17日（月）

- 第1 議案第68号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する
条例案
議案第70号 工事の請負契約について
議案第71号 工事の請負契約について
議案第72号 財産の取得について
議案第74号 令和元年度平川市一般会計補正予算（第1号）案
議案第76号 令和元年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算（第1号）
案
- 第2 議案第67号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第73号 市道路線の認定について
- 第3 議案第65号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第66号 平川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第75号 令和元年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 第4 議員提出議案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について
閉会中における議会広報特別委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	尾上総合支所長	鈴木 浩
副市長	古川 洋文	経済部長	大湯 幸男
教育長	柴田 正人	建設部長	原田 茂
選挙管理委員会委員長	大川 武憲	碓ヶ関総合支所 兼碓ヶ関診療所事務長	山田 一敏
農業委員会会長	柴田 博明	教育委員会事務局長	對馬 謙二
代表監査委員	鳴海 和正	平川診療所事務長	今井 匡己
総務部長	齋藤 久世志	会計管理者	三上 庚也
企画財政部長	西谷 司	農業委員会事務局長	小田桐 農夫吉
市民生活部長	白戸 照夫	選挙管理委員会事務局長	佐藤 崇
健康福祉部長	三上 裕樹	—	—

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小山内 功治	主事	一戸 岬
次長補佐	清藤 哲彦	主事	小林 賢也
総務議事係長	田澤 亜紀	—	—

○議長
(齋藤政子議員)

会議に入る前に議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

本日の出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

総務企画常任委員会に付託した6件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

○総務企画常任委員会委員長
(福士 稔議員)

皆さん、おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月5日の本会議において付託された議案審査のため、6月7日、第1委員会室において開催され出席委員は6名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には齋藤康太を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例案1件、契約の締結2件、財産の取得1件、補正予算案2件、計6件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第68号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、消費税率の引き上げが廃止になった場合の取り扱いについての質問があり、総務部長より、廃止の条例案を議会に上程する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号工事の請負契約についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号工事の請負契約についてを議題といたしました。

これに対し委員より、入札参加者のうち、2者が辞退した理由について

て質問があり、総務部長より、いずれも積算金額が予定価格に見合わないため、辞退届が提出されたものである旨の答弁がありました。

また、入札において共同企業体とした理由について質問があり、総務部長より、競争原理を十分に働かせ、市内のより多くの業者による公正公平な入札を行うためである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号財産の取得についてを議題といたしました。

これに対し委員より、消防ポンプ車の購入に係る旧車両の処分方法についての質問があり、総務課長より、旧車両の廃車手続等に係る費用は受注者が負担する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号令和元年度平川市一般会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

これに対し委員より、歳出2款総務費1項総務管理費5目財産管理費15節工事請負費における屋外分煙施設の設置費用に係る国の一部助成についての質問があり、総務部長より、総務大臣が調査した額の2分の1もしくは500万円のいずれか少ない額が助成される旨の答弁がありました。

また、観光費における委託料の内訳についての質問があり、商工観光課長より、期間延長に係るイルミネーションの設置費用である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号令和元年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和元年6月17日、総務企画常任委員会委員長、福士 稔。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長

総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

まず、反対討論の通告がありました、議案第68号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員

○17番
(齋藤律子議員)

の発言を許します。

討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤律子です。

議案第68号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案について反対討論を行います。

まず、消費税10%増税の第一の問題は、前回の増税以降長期にわたって続いている深刻な消費不況をさらに悪化させ、日本経済に破局的な影響を与えると消費税導入を認める側からも反対の意見が出ていることです。

これまでの総務省の家計調査の発表でも、1人当たり平均実質賃金は年19万円減。国内総生産の6割を占める個人消費の冷え込みは、前回増税前を下回ったままとなっています。

貧困と格差を広げることも、消費税増税の重大な問題点と指摘されています。消費税は、一般庶民の買い物でも富裕層が購入する高級品・ぜいたく品でも同じ税率です。低所得者は収入の多くを消費に回さなければ生活できませんが、富裕層は収入の多くを貯蓄に回し、消費は一部のみです。収入に対する消費税負担率は、低所得者ほど高いという逆進性があります。8%に据え置く軽減税率では、逆進性は解消されないことがわかっています。

政府は、大企業には4兆円もの減税を行いながら国民に消費税増税を課そうとしていることも、国民としては納得のいかないことです。安倍首相は、この減税が賃上げや新たな設備投資に回るかのように述べてきましたが、大企業の賃上げは物価上昇を下回り、設備投資も微増です。逆に、内部留保92兆円増となり1,000億円以上の大富豪が5倍増になりました。

さらに、消費税増税による経済への影響を軽減するためと称し、幼児教育・保育の無償化や中小企業対策のポイント還元、ポイント還元を利用できない低所得者対策へのプレミアム付商品券、マイナンバーカードを使つての買い物へのポイント付与、業者泣かせの複数税率とインボイス導入などあらゆる政策を総動員するとしていますが、その内容は問題だらけと指摘されています。

自治体は市民サービスを売って営業を行っているわけではありません。本来消費税は自治体には発生するものではないと考えます。国が課す税金制度とはいえ、暮らしに困窮し、増税の行き先に不安を抱え、年金が先細り、介護保険料や医療費の負担で苦しんでいる市民にとっては、到底議案第68号はのめるものではありません。

よって、議案第68号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案に対し、強く反対をいたします。

以上、反対討論とさせていただきます。

次に、原案に賛成の発言を許します。

○議長

- 議長 討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論を終わります。
それでは、議案第68号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例案を採決いたします。
この採決は、起立により採決いたします。
委員長報告は、原案可決であります。
本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
- 議長 起立多数です。
よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第74号、議案第76号の5件を一括議題とし、会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。
討論ありませんか
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
これより、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第74号、議案第76号の5件について、一括採決いたします。
委員長報告は、各議案とも原案可決です。
ただいまの5件は、委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって、ただいまの5件は委員長報告のとおり可決されました。
日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。
建設経済常任委員会に付託した2件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
建設経済常任委員会委員長、登壇願います。
（建設経済常任委員会委員長登壇）
- 建設経済常任委員会委員長
（原田 淳議員） 改めて、おはようございます。
建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月5日の本会議において付託された議案審査のため、6月7日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には工藤大幸を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、その他案件1件、計2件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第67号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号市道路線の認定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、認定路線の周辺の現状について質問があり、建設部長より、民間宅地開発により整備された道路を認定するものであり、分譲地の各区画においては現在多数の住宅建設が進んでいる状況である旨の答弁がありました。

また、路線線形の屈折に伴う道路幅員の差異についての質問があり、建設部長より、起終点の交差点隅切り部を除く道路幅員は一律6メートルである旨の答弁がありました。

また、冬期間の除雪対策について質問があり、建設部長より、路線の中間地点に整備した緑地兼雪置き場や終点部の市道苗生松本町線の広い路肩を有効に活用しながら、住生活に支障とならない除雪作業を展開していく旨の答弁がありました。

また、道路幅員12.8メートルの内容について質問があり、建設部長より、終点部の市道苗生松本町線との交差点隅切り部の幅員である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和元年6月17日、建設経済常任委員会委員長、原田 淳。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

これより、建設経済常任委員会に付託した議案2件について、一括採決いたします。

委員長報告は、各議案とも原案可決です。

ただいまの2件は、委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、ただいまの2件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

教育民生常任委員会に付託した3件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長
(長内秀樹議員)

おはようございます。

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月5日の本会議において付託された議案審査のため、6月7日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には長尾智寿を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案2件、補正予算案1件、計3件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第65号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたしました。

これに対し委員より、第1号被保険者のうち、介護保険料を改める対象について質問があり、健康福祉部長より、9段階に区分されている介護保険料のうち、第1段階、第2段階、第3段階の方であり、世帯員全員が住民税非課税の世帯が対象である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり

可決されました。

次に、議案第66号平川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、災害援護資金に関わる当市の業務について質問があり、健康福祉部長より、当市において災害援護資金は、平成3年の台風19号のときに335人に対し総額3億8,630万円を10年償還という形で貸し付けした実績があること、現在も未償還分があり年3回程度電話や訪問などで償還をお願いしている状況であること、今後災害が発生し貸し付けを行う場合は周知を行い、申し込みを受け付けて、さまざまな情報を調査した上で貸し付けの決定を行うことになる旨の答弁がありました。

また、自力償還が困難になった借り受け人に対し当市が行っている支援策についての質問があり、健康福祉部長より、償還免除は借り受け人が死亡または精神・身体に著しい障がいを受けて貸付金を償還することができなくなった場合、償還免除申請も可能であるが、それ以外で償還を免除するなどの支援を行うことは、他の借り受け人に対し公平感を欠くことになりかねないことから適当ではない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号令和元年度平川市介護保険特別会計補正予算（第1号）案を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上が、教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

令和元年6月17日、教育民生常任委員会委員長、長内秀樹。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長

教育民生常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

これより、教育民生常任委員会に付託した議案3件について、一括採決いたします。

○議長

委員長報告は、各議案とも原案可決です。
ただいまの3件は、委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいまの3件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議員提出議案の審議に入ります。

本日、全議員19名より提出されました議員提出議案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、直ちに審議することに決定いたしました。

これより、議員提出議案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とし、提出者代表より提案理由の説明を求めます。

11番、桑田公憲議員、登壇願います。

（桑田公憲議員登壇）

○11番

（桑田公憲議員）

おはようございます。

議員提出議案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、その提案理由を申し上げます。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要です。

本市においても礎ヶ関地域が過疎地域に指定されており、市民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるためにも、継続して総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であります。

よって、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に対し、新たな過疎対策法の制定を強く要望するため、意見書を提出したいと思います。

以上、議員提出議案第2号についての提案理由といたします。

令和元年6月17日、提出者代表平川市議会議員、桑田公憲。

（桑田公憲議員降壇）

○議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

この案件は、議員全員による提出議案でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

○議長

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、直ちに採決することに決定いたしました。

議員提出議案第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書について、会議規則第43条の規定により、字句及び数字等の整理を必要とするときは、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第5、閉会中における議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会の継続調査についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査申し出がありました。

また、各常任委員会委員長より、各委員会の所管事務調査についてを、また、議会広報特別委員会委員長より、市議会だよりの編集発行に関する事項についてを、閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び議会広報特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、令和元年第2回平川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時35分 閉議及び閉会

